

平成22年11月25日開催の拡大理事会において

(社)岡山県建築士会の今後のあり方について(答申)を受けて(方針案)

(社)岡山県建築士会会長 藤井 義和

本年7月1日(建築士の日)に、岡山士会のあり方等検討特別委員会(平成22年5月14日設置)に対し、岡山士会の今後のあり方(本会の将来像・新公益法人制度に係る新法人への移行・新法人への移行後の本会運営の基本方針に関すること等)について検討いただくよう諮問させていただきましたが、先般11月5日に検討結果のとりまとめとして特別委員会(新谷委員長他)から答申をいただきました。

この間、委員の皆様には4回の特別委員会、8回の作業部会で計12回の委員会開催を通じて、延べ140人・40時間以上にわたり熱心に審議いただきました。極めて積極的かつ慎重に検討した結果が伺われる内容の答申をいただき、私としてもその内容を重く受け止め、今後の岡山士会のあり方について考える参考とさせていただき所存です。

多忙の中特に委員会を終始リードしていただいた新谷委員長、居森副委員長、有森作業部会長に、また積極的に意見交換をいただいた全委員と支援をいただいた事務局の皆様にご敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げる次第です。

間もなく本会は平成24年度で創立60周年を迎えます。また機を一にして新法人への移行期限を迎えるなど、これからは將に本会の将来を左右する選択を迫られるなど重要な時期に入っていくこととなります。この際、「おかやま建民力」の結集により郷土おかやまの活性化に貢献するという気概を持って、諸課題に取り組む必要があるものと考えます。

本件については、本答申以降11月10日に正副会長会議並びに歴代会長と現在の顧問・相談役の方へ出席いただいたの諮問会議を、また、11月16日に常任理事会を開催し、それぞれ報告と協議を行ってまいりました。

以上のような中で、本日の拡大理事会では、この度報告された今後のあり方についての答申内容の説明と、それを受けての私自身の方針を述べさせていただきますので、これらについて皆様のご意見をいただければ幸いに存じます。

以下、答申内容を基に方針を述べさせていただきます。

岡山士会の現状と課題関係

会員数に関しては、問題は数でなく組織率と考える。現在10%程度(推定)であるが、会を活性化させるには組織率を向上させる必要がある。中央における国への働きかけによるとおりで、法による義務化で建築士全員加入が理想であるが、当面は20%(会員数2,800人程度)を目標に設定し、毎年数%ずつアップさせ約10年後に目標を達成することを目指してはどうか。

会員増強には、先ず先決は特に退会による会員数の減少を食い止める必要があり、そのためには、現在の会員が求めるサービスは何か等を十分把握し、それに応えるための方策を緊急に実施していく必要がある。また、新規加入を増加させていくためには、加入しやすい会員制度にすることと、職種や年齢層別等毎の入会によるメリットを明確にした上で積極的な情報発信が必要と考える。

会員構成に関しては、会の活性化のためにも特に若年層の会員増強が必要であり、緊急を要する課題と考える。

賛助会員については、企業にとってメリットのある事業創出を望むとしていますが同感です。賛助会員との意見交換を行ったうえで、会員数の増加につながるような方策を早期に実施していく必要があるものと考えます。

県内の建築士や建築士会員の実態を把握することが必要であり、現在展開中の「おかやま建民力」結集大作戦の中で、「(仮称)おかやま建民力研究隊」を編成し、早期に調査・研究を行いたい。

組織構成と運営関係

支部に関しては、岡山地区に支部組織がないため、全体の半数を占める会員が地域密着型の活動が出来ない実情があることを危惧していることは、私も同じです。そしてそのことが、建築士会としての岡山地区での活動実績が見えてこない原因の一つであり、引いては建築士会全体の活性化の支障となっているのではないかと思います。

現在の10支部の実態を踏まえた支部構成の再構築の必要性についても同感です。岡山地区の支部化を含め、全県的な視点で思い切った検討を行い、より効率的・効果的で運営しやすい理想の支部構成等についてのモデル案策定を行ったうえで、3年後（平成25年頃）程度を目処に再編を行うことを目指してはどうか。

支部活動が建築士会活動の中心となることで、士会全体が活性化するものと考えますが、現在の支部活動が全て順調とは言い難いため、この支部組織再編の機会を通じて現在の支部組織の活性化が進展することを期待するところでもあります。

本部については、支部組織の再編等の結果にもよるが、新法人化で経理の一元化は避けられないこともあり、いづれにしても答申で指摘されているように、支部との役割分担を明確にし、一方で本部は支部の事業実施や事務処理等でバックアップするなど連携を強化していくことが肝心かと考える。

部会については、時代の要請に対応できる柔軟性を持つ必要があるという基本的な考え方に同感で、その観点で3部会とも活動内容等の見直しを行ってみたいことが必要と考える。

委員会についても、活動実態を分析したうえで統廃合を検討すべき、また部会との合併を含めた再編も含めて考えるべきという考え方に同感です。

部会、委員会の見直し再編は、新法人への移行に併せて実施できるよう進めていく。

以上の見直し等を検討・実施する際には、優れた伝統を守り続けることを大切にすることと、新たな伝統を創っていくことの重要さの両方を真剣に考えながら議論を進めていく。

事業計画と実施のあり方関係

会員向けは、知識および技能の維持向上や地域社会への貢献に資する講習会と活動事業を的確に実施する。

非会員建築士向けは、新CPD制度の運用を中心として社会活用の促進に資する事業を行う。

一般社会向けは、特に一般消費者を対象とした住宅講座等を常設実施する。

建築士会は多様な職種の会員で構成されていることを考慮し、建築設計事務所の所属建築士等を対象とした事業に偏らないようにする。

その他、答申に示されているとおり実施事業の評価・検証システムを構築する必要がある。

新公益法人制度に係る新法人への移行関係

基本的には、先ず「公益社団法人への移行」を前提として検討（課題を具体的に整理・検証）し、公益社団法人化が「不適」と判断せざるを得ない場合に、「一般社団法人への移行」の結論とすべきと考える。

そのための判断基準として、メリット・デメリットを検証することが重要であるが、答申では、収益事業や寄付の実態からどちらにしてもメリット・デメリットに大きな差はないとしている。

さらに答申では、公益を選択すると認定基準の制約から活動が不自由になることと、現状では認定基準や認定後の運営予測が難しいことなどを理由として、結論として「一般」を選択するとしている。ただし、移行後に新法人（公益又は一般）が社会からどう認識されるか等を調査・検証したうえで、場合によっては時期を見て公益認定を目指すこともあってしかりとしている。

以上のことを踏まえて、具体的には次のように考えます。

一般社団法人に移行したうえで、常に運営状況を詳細に検証しながら、公益法人化のメリットが明確になった場合は、時期を見て公益社団法人へ移行する。

早期に支部を含めて会計処理を新公益法人会計基準に切り替えた上で収支シュミレーションを行い、公益目的財産額の算定や公益目的支出計画を作成する。

事業・財務関係の吟味は、早期にアドバイザーを確保（契約）した上で、その指導を受けながら事務局が中心となって事業仕分票を作成し県と協議する。

移行スケジュール及び移行申請手続きは、答申内容（平成24年度に認可申請）を基本とする。

移行申請手続きの準備については、答申に示されたように会員が積極的に関与するかたちとして、作業チーム（新会計システム導入・認可申請書作成・諸規定検討・ガバナンス検討チーム等）を編成して進めていくこととする。

作業チームの編成については、現在の委員会とのリンクも考慮する。

本会の将来像に関する基本方針関係

本会を新法人移行後も適切に運営していくためには、明確なビジョンが必要であるとする答申の考え方に全く同感です。

具体的には次のように考えます。

一般社団法人としてチャレンジする姿勢を貫くために必要な事柄を整理し、それぞれの目標設定をし、それを実現していく手段と責任体制の構築等を示すビジョンを策定することとする。

それぞれの事柄について達成目標時期を設定した内容とする。

ビジョンの策定に当たっては、理事等役員を中心とした策定委員会を設置して進めて行くこととするが、本会の将来像を規定する重要な作業であり、意欲のある一般会員からも積極的に参加できる体制を構築して進めていくことが肝要と考える。

今後の進め方等その他関係

本部・支部事務所の設置に関連して、（仮称）「おかやま建民力」情報センターの設置を検討する。

以上多くの検討に当たっては、再度次の事柄に留意しながら進めていくこととする。

具体的には、本会の目的、士会会員倫理規定等から抽出される理念と事項を重視する。

目的関係：会員の協力体制、業務の進歩改善に資する活動、品位の保持向上、建築文化の進展に寄与など

活動方針関係：財政維持の努力、会員が魅力を感じる会員サービス、会員が協力して活動できる環境づくり、会員相互の親睦を深める交流・懇親会の積極実施、会員参加型会報誌、会員ニーズの把握、新制度への対応、新公益法人化への対応、「集い」を奨励した会員活動の活性化、支部・部会・委員会の連携、異業種・異団体との交流、業務領域の拡大、会員の資質向上に寄与する事業拡大、建築士資格の取得等人材育成、「おかやま建民力」の発揮、地域貢献活動の実施と支援、行政機関等と連携した景観整備活動、会の健全な発展を目指した改革の実行など

倫理規定関係：法令等の遵守と品位の保持、知識および技能の維持向上、相互の信頼と協力、秘密の保持、説明責任、情報の開示、地域社会への貢献など

「あり方」検討の一方で「あるがまま」を大切にする現実的議論。

本方針案について、会員に広く周知し意見聴取するとともに、今後あらゆる機会を通じて引き続き検討する。

新法人への移行については、平成23年度通常総会で方針決定する。

ビジョン策定のための委員会及び法人移行準備の作業チームについては、総会后速やかに活動できるようにするため、今年度中を目途に設置する。

以上